

各指定施設長 様

那選管第 74 号
令和 8 年 8 月 25 日

那覇市選挙管理委員会事務局長

沖縄県知事選挙における指定施設等の不在者投票用紙等の請求について（依頼）

平素より当市の選挙事務に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における、指定施設等における不在者投票用紙等の請求手続について、下記の事項にご留意の上、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 選挙の概要

選挙名	告示日	選挙期日
第 15 回 沖縄県知事選挙	令和 8 年 8 月 27 日	令和 8 年 9 月 13 日

※ 不在者投票ができる期間は 8 月 28 日から 9 月 12 日までです。

2. 不在者投票の事務手続き及び様式

不在者投票の事務手続は、沖縄県選挙管理委員会が発行している「指定施設等における不在者投票事務の手引き（令和 7 年 6 月改定）」に基づいて行ってください。

様式や詳細は、沖縄県ホームページ「施設における不在者投票」
（ <https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/senkyo/1023172/1028780/1005020.html> ）から
ご確認ください。

3. 不在者投票用紙の請求の流れ

- （1） 貴施設に入所中の選挙人からの不在者投票の代理請求を「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書（様式 4）」にまとめます。 ※様式 4 は提出の必要はありません
- （2） 那覇市に住所のある選挙人について（1）で作成した一覧から「投票用紙等（請求）名簿（様式 5-2）」に転記します。

- (3) 作成した「投票用紙等（請求）名簿（様式5-2）」を後段の「4.名簿の事前審査」にあるいずれかの方法で送信してください。当事務局にて受信後、対象者の選挙人名簿の登録などを確認の上、電話にて担当者様に結果を連絡いたします。
- (4) 当事務局から連絡内容をご確認のうえ、「投票用紙等交付請求書（様式5-1）」に施設長印を押印して、「投票用紙等（請求）名簿（様式5-2）」と合わせて那覇市選挙管理委員会に郵送または窓口で提出してください。

4. 名簿の事前審査

投票用紙等の請求を行う前、以下いずれかの方法で名簿の事前審査を受けてください。

- 那覇市オンライン申請サイトから送信
那覇市ホームページ「入院・入所中の病院や老人ホーム等での不在者投票」
(https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/senkan/gotouhyu/huzai_sisetu.html)
から【事前審査】指定施設等における不在者投票用紙等交付請求（外部サイト）をクリックして那覇市オンライン申請サイトから申請してください。
- F A Xによる送信
「投票用紙等交付請求書（様式5-1）」と「投票用紙等（請求）名簿（様式5-2）」を那覇市選挙管理委員会（FAX：098-951-3216）宛てに送信してください。
また、「投票用紙等交付請求書（様式5-1）」の余白に投票用紙等の受け取り方法（郵送または窓口受取）と窓口受取の場合は受取予定日時・時刻も記入してください。
※ 送信前にF A X番号に誤りが無いか十分確認してから送信をお願いします。

5. 投票用紙等の交付時期

当該選挙の告示日までに請求のあった施設には、その翌日に郵送（レターパック）または窓口受取（那覇市役所 12 階 那覇市選挙管理委員会事務局）の方法で投票用紙等を交付します。

6. 不在者投票特別経費の請求

当該選挙にかかる不在者投票特別経費の請求先は沖縄県選挙管理委員会になります。くわしい手続きは手引きでご確認ください。

【問い合わせ先】〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 12 階 那覇市選挙管理委員会 TEL：098-866-3147（不在者投票専用）、098-951-3215（事務局共通） FAX：098-951-3216
